



草津市公報

発行日 令和5年6月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 10 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

スポーツ基本法の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱（スポーツ推進課）	1
公示送達について（税務課）	1
草津市議会臨時会の招集について（総務課）	2
公示送達について（税務課）	2
公示送達について（税務課）	3
令和5年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（子ども・若者政策課）	4

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	12
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	12

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の変更について（上下水道総務課）	13
---------------------------------	----

告 示

草津市告示第165号

スポーツ基本法の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月2日

草津市長 橋 川 渉

スポーツ基本法の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の一部改正)

第1条 草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱(平成12年草津市告示第97号)の一部を次のように改正する。

別表補助対象事業および補助金の額の表補助対象事業の欄中「市民体育大会」を「市民スポーツ大会」に改める。

(草津市スポーツ協会等補助金交付要綱の一部改正)

第2条 草津市スポーツ協会等補助金交付要綱(平成12年草津市告示第98号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「滋賀県民体育大会出場支援補助金」を「滋賀県民スポーツ大会出場支援補助金」に改める。

別表補助金の交付要件の表補助金の種類の欄中「滋賀県民体育大会出場支援補助金」を「滋賀県民スポーツ大会出場支援補助金」に改める。

(草津市民スポーツ大賞表彰要綱の一部改正)

第3条 草津市民スポーツ大賞表彰要綱(平成16年草津市告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ア(イ)中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

(草津グリーンスタジアム管理運営要綱の一部改正)

第4条 草津グリーンスタジアム管理運営要綱(平成12年草津市告示第154号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「滋賀県民体育大会」を「滋賀県民スポーツ大会」に改め、同条第3号中「滋賀県民体育大会、国民体育大会または国民体育大会」を「滋賀県民スポーツ大会、国民スポーツ大会または国民スポーツ大会」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

(特例措置)

2 令和5年度に限り、第3条の規定による改正後の草

津市民スポーツ大賞表彰要綱第2条第1項第3号ア(イ)中「国民スポーツ大会」とあるのは、「特別国民体育大会」と読み替えるものとする。

3 令和5年度に限り、第4条の規定による改正後の草津グリーンスタジアム管理運営要綱第11条第3号中「国民スポーツ大会」とあるのは、「特別国民体育大会」と読み替えるものとする。

(令和5年5月2日掲載済み)

草津市告示第166号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年5月8日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度市県民税税額変更(決定)通知書14件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年5月15日に送達があったものとみなす。

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	小山 裕佳	京都府亀岡市荒塚町鍛冶ケ島	1番地2	ウイステリアカースル107号
2	LE DUC SANG	ベトナム		
3	CAO VAN TUNG	ベトナム		
4	TRINH THANH NGUYET	ベトナム		
5	LY VAN HUNG	ベトナム		
6	LE HUU NAM	ベトナム		
7	PHAN VAN QUY	ベトナム		
8	PHAM VAN HAI	ベトナム		
9	HA VAN TRUONG	ベトナム		
10	DIEP VAN PHONG	ベトナム		
11	BUI THU UYEN	ベトナム		
12	NGUYEN THI MINH CHAU	ベトナム		
13	潮 章子	中国		
14	DUONG VAN DUNG	ベトナム		

(令和5年5月8日掲載済み)

草津市告示第168号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月9日

草津市長 橋 川 渉

- 1 期 日 令和5年5月16日
- 2 場 所 草津市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 令和5年度草津市一般会計補正予算（第1号）

(令和5年5月9日掲載済み)

草津市告示第169号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年5月12日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
 - 令和5年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年5月19日に送達があったものとみなす。

令和5年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	花谷 紗矢香	ドイツ	R5	R5
2	CAI XIAOYU	中国	R5	R5
3	嶽本 勝市	滋賀県草津市笠山二丁目1番9号新洋建設社宅	R5	R5

(令和5年5月12日掲載済み)

草津市告示第170号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年5月12日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	送達先宛名	送達先住所	賦課年度	課税年度分
1	LIU LIYUAN 劉 力源	中国	令和4年度	令和4年度
2	MARRE MAXIME	フランス	令和4年度	令和4年度
3	YE YANG	中国	令和4年度	令和4年度
4	GU YUE 顧 越	中国	令和4年度	令和4年度
5	ZHAI CHUNYUAN	中国	令和4年度	令和4年度
6	GAUTAM GITA	滋賀県草津市若竹町7番43-201号正田マンション	令和5年度	令和4年度
7	原田 雅浩	滋賀県草津市青地町213番地1-403ディアコート青地I	令和5年度	令和4年度
8	草川 博章	滋賀県草津市西洪川一丁目17番55-301号リバーコート	令和4年度	令和4年度
9	山西 美穂	滋賀県草津市南笠東三丁目16番10号	令和4年度	令和4年度
10	山西 美穂	滋賀県草津市南笠東三丁目16番10号	令和3年度	令和3年度
11	山西 美穂	滋賀県草津市南笠東三丁目16番10号	令和2年度	令和2年度
12	道分 昭	滋賀県草津市山寺町1166番地1-5016ダイキン山寺社宅	令和4年度	令和4年度
13	前田 愛美	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号	令和4年度	令和4年度
14	前田 愛美	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号	令和3年度	令和3年度
15	濱田 瑞樹	滋賀県草津市草津町1970番地5-208ジュビール	令和4年度	令和4年度
16	ZHANG BORUI	東京都中野区野方6丁目35番17号トーキョーベータ野方8 203	令和4年度	令和4年度
17	HAM SEOYOON	京都府京都市伏見区竹田久保町2番地6エヴァーコーポ 101号	令和4年度	令和4年度
18	LIU LINGYUN	東京都国立市東1丁目9番地の24ケーアイハイツ202	令和4年度	令和4年度
19	CAI CHENGKAI 蔡 成鑑	滋賀県草津市矢橋町118番地1-213紅梅	令和4年度	令和4年度
20	YOON SEONWOO	滋賀県草津市東草津三丁目1番58-202号レオパレス グランヴィア東草津III	令和4年度	令和4年度

3 上記の書類については、令和5年5月19日に送達があったものとみなす。

21	LIU ZIYUE	滋賀県草津市笠山一丁目7番21-1309号ラヴィニア・キタムラ	令和4年度	令和4年度
22	LI HUAJING	滋賀県草津市野路東四丁目13番8-107号アンビエンテ	令和4年度	令和4年度
23	LI HUAJING	滋賀県草津市野路東四丁目13番8-108号アンビエンテ	令和3年度	令和3年度
24	LI HUAJING	滋賀県草津市野路東四丁目13番8-109号アンビエンテ	令和2年度	令和2年度
25	LI HUAJING	滋賀県草津市野路東四丁目13番8-110号アンビエンテ	平成31年度	平成31年度
26	LI HUAJING	滋賀県草津市野路東四丁目13番8-111号アンビエンテ	平成30年度	平成30年度
27	鈴木 俊広	滋賀県草津市野路東五丁目25番22-203号 マリーベルハイツA棟	令和4年度	令和4年度

(令和5年5月12日掲載済み)

草津市告示第171号

令和5年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月15日

草津市長 橋 川 渉

令和5年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、住居費、リフォーム費用および引越費用の一部について、予算の範囲内で令和5年度草津市結婚新生活支援補助金(以下「令和5年度補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和5年4月1日から令和6年2月29日(同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日)までの間に婚姻を機に草津市内で新たに住宅を購入し、または賃借する契約に関する費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料(生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国

の支援対象部分がある場合にあっては当該支援対象部分に相当する額を除く。)をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅に限る。

- (3) リフォーム費用 令和5年4月1日から令和6年2月29日(同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日)までの間に婚姻を機に草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用(倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。)をいう。ただし、婚姻日より前に実施したりリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したりリフォームに限る。
- (4) 引越し費用 令和5年4月1日から令和6年2月29日(同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日)までの間に婚姻を機に草津市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。(交付の対象者)

第3条 令和5年度補助金の交付の対象となる新婚世帯(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに39歳以下である世帯
- (3) 夫婦の所得(夫婦に係る令和4年分(令和5年5月

31日までに婚姻届が受理された場合は令和3年分)の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号の合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)を合算した金額。以下同じ。)が500万円未満(貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額が500万円未満)である世帯

(4) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯

(5) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も、納期限が到来している草津市税および国民健康保険税を滞納していない世帯

2 前項に規定するもののうち、夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けている世帯は、同項の規定にかかわらず補助対象者としな

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定するもののほか、令和4年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和4年草津市告示第169号。以下「令和4年度要綱」という。)の規定による補助金の交付を受けた世帯であって、当該交付の額が、当該世帯に係る令和4年度要綱に定める補助金の限度額に達しなかったもの(令和4年度要綱の補助金の申請において補助対象者に該当することが決定されたものの、補助金の交付を受けられなかった世帯を含む。)は、補助対象者とする。ただし、同項第1号および第5号に該当しない場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 令和5年度補助金の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下である新婚世帯 60万円

(2) 前号以外の新婚世帯 30万円

2 前条第3項の補助対象者に係る令和5年度補助金の額は、前項に定める費用のうち、住居費、リフォーム費用および引越し費用(令和4年度要綱の規定により交付を受けた補助金の算定の基礎となった費用を除く。)を合算した金額に相当する額とし、当該補助対象者に係る令和4年度要綱に定める補助金の限度額から令和4年度要綱の規定により交付を受けた補助金の額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第5条 令和5年度補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、草津市結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類(申請者が第3条第3項の補助対象者である場

合は、第1号、第3号および第10号の書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

(2) 住民票(申請に係る住宅の住所に居住している者に限る。)

(3) 令和5年度(令和4年分)所得・課税証明書(令和5年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和4年度(令和3年分)所得・課税証明書)

(4) 本人の口座が特定できるものの写し

(5) 物件の売買契約書および領収書その他の支払が確認できる書類(以下「領収書等」という。)の写し(住居費(物件の購入に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)

(6) 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し(住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)

(7) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)(住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)

(8) リフォームに係る工事請負契約書又は請書と領収書等の写し(リフォーム費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)

(9) 引越しに係る領収書等の写し(引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)

(10) 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの(貸与型奨学金を返済していた場合に限る。)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、補助対象者への該当の有無その他の申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する通知(以下「決定通知」という。)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

5 第1項の規定による交付申請の提出期限は、令和6年2月29日までとする。

(補助金の請求および交付)

第6条 申請者は、決定通知を受け取った場合は、速やかに規則第16条第1項の請求書(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の例外)

第7条 令和5年度補助金の予算の範囲を超えた日以後または第5条第5項の提出期限後において、補助対象者(第3条第3項の補助対象者を除く。)に該当することの決定を求めることのみを目的に、第5条第1項

の規定による交付申請を行うことができる。この場合において、申請者は、同条第1項第3号から第8号までの書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、第5条第3項の規定にかかわらず、補助対象者への該当の有無を審査し、草津市結婚新生活支援事業決定通知書（別記様式3号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請の提出期限は、第5条第5項の規定にかかわらず、令和6年3月31日とする。
（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年5月15日から施行する。
2 この要綱は、令和5年4月1日以後に発生した住居費、リフォーム費用および引越し費用に適用する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号
住 所
配偶者 氏 名
電話番号

令和5年度草津市結婚新生活支援補助金交付申請書

草津市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻届提出日		年		月		日	
2 交付申請に係る住宅に住居票を置いた日		夫	年	月	日	妻	年 月 日
3 所得		夫	円	妻	円	合計	円
貸与型奨学金返済額		夫	円	妻	円	合計	円
4 事業内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日		年		月 日	
		家賃				円	
		敷金				円	
		礼金				円	
		共益費				円	
		仲介手数料				円	
		小計(A)				円	
		住宅手当等受給額(B)				円	
	住居費 (購入)	契約締結年月日		年		月 日	
		契約金額				円	
		領収書記載額(C)				円	
	リフォーム費用	契約締結年月日		年		月 日	
		契約金額				円	
		領収書記載額(D)				円	
引越し	引越年月日		年		月 日		
	費用(E)				円		
合計(F) (A-B+C+D+E)						円	
5 補助申請額						円	
※(F)と限度額(夫婦双方が29歳以下は60万円、それ以外は30万円)を比較し、低い方を記入							
※前年度申請された場合、(F)と前年度の補助金上限額の残額を比較し、低い方を記入							
※1,000円未満の端数切捨て							

6 同意および確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 氏名 _____ 印（旧姓 _____）			
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 氏名 _____ 印（旧姓 _____）			
7 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		支店名	本店・支店 ・出張所
	口座番号	普通 当座			(右づめで記入)
	口座名義人	(7)がナ			
8 添付書類	【必須】 <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍謄本） <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 令和5年度（令和4年分）または令和4年度（令和3年分）の所得・課税証明書 <input type="checkbox"/> 本人の口座が特定できるもの（通帳表紙やカード）の写し <input type="checkbox"/> 対象経費の確認がとれる資料（契約書および領収書等）の写し 【該当する場合】 <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）				

様式第2号 (第5条第1項第7号関係)

年 月 日

草津市長 宛

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号
印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

支給月	住宅手当		支給月	住宅手当	
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給または負担する全ての手当等の月額です。
- 証明が必要となる各月の住宅手当月額を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者の印を押印してください。

様式第3号 (第7条第2項関係)

年 月 日

住所

氏名 様
草津市長 印

令和5年度草津市結婚新生活支援事業決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった令和5年度草津市結婚新生活支援事業については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 令和5年度草津市結婚新生活支援補助金の補助対象者に該当する・該当しない。
- 令和5年度草津市結婚新生活支援補助金は不交付とする。
(理由)

(令和5年5月15日掲載済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し
た。

令和5年5月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市目川1425番地（105号） ヴァンサンカン 三重野 佑介	草津市芦浦町字柿72番 15	236.45㎡	R5.5.2	1662

（令和5年5月2日掲載済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し
た。

令和5年5月10日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市川原町231番1 社会福祉法人 こなんSSN 理事長 稲垣 満益	草津市川原町字下芝原 227番1	1,433.85㎡	R5.5.10	1663

（令和5年5月10日掲載済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年5月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市岡173番地（201号） エルグランデNOA 松井 真人、松井 夢子	草津市岡本町字里之内 553番6	168.46㎡	R5.5.15	1664

（令和5年5月15日掲載済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年5月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市上笠四丁目2番25号 オウミ住宅株式会社 代表取締役 奥本 秀樹	草津市野路四丁目字玉 水1124番18 外10筆	5,271.22㎡	R5.5.15	1665

（令和5年5月15日掲載済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し
た。

令和5年5月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市国分二丁目27番10-205号 グリーナ 村井 昇汰	草津市岡本町字南平436番 5	179.65㎡	R5.5.15	1666

(令和5年5月15日掲載済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し
た。

令和5年5月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町663番地 1-102 シャーメゾン青地 高智 五輝	草津市芦浦町字上東192番 7	259.34㎡	R5.5.15	1667

(令和5年5月15日掲載済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第11号

草津市指定下水道工事店の代表者の変更について
次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の変更
があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年
草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定によ
り告示する。

令和5年5月12日

草津市長 橋 川 涉

指定下水道工事店

指定番号 1066 株式会社夏山商店

	新	旧	異動年月日
代表者	夏山俊介	夏山修	令和5年4月1日

（令和5年5月12日掲載済み）